

審議会等名称	第25回神奈川県障害者施策審議会
開催日時	令和元年9月10日（火曜）9時30分から11時30分
開催場所	産業貿易センター 地下1階 B102号室
出席者	◎堀江会長、○堀越副会長、河原委員、鈴木委員、猿渡委員、小山委員、野口委員、堤委員、安藤委員、伊部委員、赤坂委員、成田委員、在原委員、小川委員、徳田委員
次回開催予定	未定
問合せ先	障害福祉課調整グループ 山下 電話045（210）4703 FAX045（201）2051
会議記録	発言記録：要約 要約した理由：委員会の申合せ
会議の概要	以下のとおり

県福祉部長あいさつ

議題

(1) 神奈川県障がい福祉計画に関する取組状況について

(事務局)

資料1に基づき説明

(堀江会長)

委員の皆様からご意見、ご質問などをいただきたいと思えます。

(堤委員)

2点ほど質問があります。まずは7ページの、「入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する状況」の一番下、「長期在院者減少見込」についてです。これは179名増加ということですね。つまり、長期在院者は帰るところがないということだと思います。神奈川県はこのデータのとおりですが、全国でも、長期入院されている方は帰るところがない、受け皿がないということで、各県の状況や当事者の声が新聞にも出ています。

それに関連して、8ページの「地域生活支援拠点等の整備」の、「平成30年度末の地域生活支援拠点等の整備状況」ですが、平成29年度末の整備済市町村数が7市となっています。私たち家族会の中で、大和市の成人の当事者の方ですが、大和市にグループホーム等が少なく入れないため、伊勢原市など遠方のグループホームに行かざるを得ないという方がいます。大和市は整備済市町村に含まれていますが、このデータは市から出てきたものでしょうか。それとも、県が調べたものでしょうか。

(事務局)

地域生活支援拠点等の整備状況についてお答えします。

この地域生活支援拠点等の整備状況は、国からの調査依頼に基づき、県が各市町村に照会し、各市町村の回答を取りまとめたものです。

地域生活支援拠点等の整備については、各市町村が地域の状況に応じて、どのような整備が必要かを検討しながら進めていくことになっており、整備ができたかどうかは、各市町村が判断することになっています。大和市では、整備済みと判断しているところです。

しかしながら、「整備済み」と回答したところでも、整備が完璧に整ったとしている市町村はまだなく、これからも随時足りないところを整備していくと聞いています。

(成田委員)

23ページの5番「居宅訪問型児童発達支援の利用実績」について、平成30年度の見込み量があるのに平成30年度の実績がゼロということは、どのような状況なのか聞きたい。実際の児童発達支援の事業所の中で、居宅訪問型を実施しているところがないと受けとめればいいのか、説明をお願いします。

(事務局)

居宅訪問型児童発達支援につきましては、平成30年度に創設された新たなサービスですが、現時点で、県内で居宅訪問型児童発達支援の指定を受けた事業所がない状況です。また、県外でも指定を受けている事業所は非常に少ないと思われます。そうした状況のため、利用者数がゼロとなっていると考えられます。

(河原委員)

全体的に、平成32年度の目標に対して、現在どのくらい達成しているのかという達成率がないので、わかりにくいと思います。平成32年度の目標数と比べてどのくらい進んでいるのか、もし進んでいないのであれば、今後どのように進めていくのかというような説明が必要ではないかと思うのですが、それありません。

それから、6ページ(1)「保健・医療・福祉関係者の人たちの協議の場をつくる」となっていますが、設置したら終わりではなく、その内容はどうなっているかが大切だと思います。理由は、精神障がいを持つ方の中に聴覚障がい者もいます。聴覚障がい者は、やはりコミュニケーションがとりづらい、周りとうまくやれない、そういうところから精神的な障がいを持つ方も増えてきています。そのような人たちがこういった場所で十分な支援を受けられるのかどうか書かれていません。関係者が聴覚障がい者について十分な理解がないために、聴覚障がい者に合った支援をすることができない状態になっていると言う人も多いです。そういう協議の場にどのような方が関わっているのか、聴覚障がいについて十分見ることができる人が関わっているのか気になります。そのあたりは、どうなっているのか伺います。

もう一点は、24ページの最後、「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」についてです。見込みと実績がありますが、見込みが20人、実績が11人と、半分ぐらいしかありません。それでは非常に困ります。見込みを達成するためにどのようにすればいいのか、どう考えているのかを伺います。

(事務局)

まず、最初にご質問いただいた、全体的にどれだけ計画が進捗したのかわかりづらいという点についてお答えします。我々としては、成果目標もそれぞれ状況が個別に違いますので、一つ一つ達成状況を見ていきたいと考えています。また、来年度から新たな計画の策定作業に入りますので、当然、この第5期計画の評価をしながら、次の計画づくりに反映していきたいと思っています。全体としての状況が見えづらいというご意見につきましては、今後、第5期計画の評価に向けて、まとめ方等も工夫していければと思っています。

(事務局)

2番目にいただいた、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのご質問についてお答えします。まず、神奈川県障がい福祉計画に「全ての圏域に設置する」という目標がありますが、委員のご意見のとおり、単に設置して終わりではなく、それぞれの障がい者に合わせた形で退院を促進していかなければいけないと考えています。各保健福祉事務所・各センターで、どういった方をどうやって地域に移行していこうかということ、病院も一緒に検

討しているところです。具体的な地域移行の方法については、各保健福祉事務所・センターで考えていますが、その中に聴覚障がい者がいるのであれば、様々な場面でご意見を伺いながら、退院を促進していこうと思っています。

3つ目にいただいた、手話通訳者の養成についてですが、我々も目標が達成できていないことは認識しています。これは、指定管理業務として、聴覚障害者福祉センターと県で連携しながら取り組んでいるところですが、センターと協議していく中で、合格率をまず上げなければいけないということもあり、研修体系をより試験にあわせたり、実技の講義を増やすなど、平成30年度から見直しています。また、見直して終わりではなく、見直したことでどのくらい合格率が上がるのかを検証し、繰り返し内容を検討していきたいと考えています。

(河原委員)

私の説明が足りなかったのだと思いますが、最初の質問では、例えば1ページの終わりに、平成32年度の目標として「減少者数74人」という数字が出ています。減ったのは62人ですが、74人に対してどのくらい進んだのか、達成率をそれぞれの目標に対して出してもらえれば、そこは達成率が高い、ここは低いからもっと頑張らなければいけないということがわかるのではないかと思います。全体的なことも大切ですが、個別に進捗率を出してほしいと思います。

それから、最後の手話通訳のことですが、合格率を上げるためにいろいろとやっていることはよくわかります。その前に、養成講座を受ける人たちを増やすことも必要だと思います。養成講座を受ける人が少ないと、受かる人も増えないことになりますので、養成講座を受ける人を増やすのも一つの方法ではないかと思います。ぜひ検討をお願いします。

(事務局)

ご意見は理解しました。先ほど申し上げたとおり、次期計画の策定に向けた検討が来年度からスタートします。その中では当然、進捗率などを評価して、進んでいるのか進んでいないのかを判断しながら、今後の取組を考えていきたいと思っています。

(鈴木委員)

まず、5ページに意思疎通支援のことが書いてありますが、ここでは、聴覚障がいの意思疎通を行う人、いわゆる手話通訳や要約筆記者の養成や派遣について書かれています。

10ページの②のところで、障がいのある人の意思疎通、特に聴覚や盲ろう者についての意思疎通、さらにはコミュニケーション支援ということで、意思疎通と同じように捉えてよいと思います。

それから、盲ろう者の通訳介助、移動時の介助というのがありますが、この資料を見ていて、代筆・代読というの一言も出てこない。視覚障がいの出先における代筆・代読は、同行援護で可能になっています。在宅での代筆・代読が、地域生活支援事業の中のコミュニケーション支援ということで、点訳翻訳等の中に含まれていることは承知していますが、この中に実績としてないのは、今後に向けて検討していただく必要があると思います。

厚生労働省も今後、視覚障がいの代筆・代読の事業について考えていくと言っていますが、神奈川県としても、その辺を今後やっていく方向で検討してもらいたいと思います。

(事務局)

この資料は、県の地域生活支援事業の実施状況として、県が行うと定められているものだけを記載したものです。ただ、委員のご意見のとおり、代筆・代読については国も注目しているようです。昨年度3月4日に、代筆・代読のシンポジウムが日本盲人会連合主催で開催されており、障害福祉課の職員も出席し、話を伺っております。

今後、例えば国が、この地域生活支援事業の中で養成を県事業とするのであれば、対応を考えたいと思います。例えば、失語症については、国で、県が養成研修をするとされたものを、新たに県でも実施しました。そのようなものはどんどん県でも取り組んでいますので、代筆・代読についても、国の動向を見ながら、考えさせていただきたいと思います。

(小山委員)

9ページの障がい者の「就労定着支援」のところで、80%という数字が出ていますが、実際の中身を知りたいです。今の就労センターは、自分でハローワークで仕事を探して、働き出したら電話になかなか出なくて、やっとつながったと思ったら企業の顔色を窺って、丸め込まれて、3か月になると「もうお金が切れるから」というので、いじめられてやめるみたいな感じで、実際問題この80%というのはおかしいと思います。しょっちゅう顔を見せたりするのか、それとも具体的にどんなことをしてくれるのか、電話で呼んだらすぐ来るのか、訓練とかも一応やると思うのですが、内容を知りたいです。私としては、80%も定着するわけがないと思います。

(堀江会長)

定着支援とはどういうことなのかということと、それを目標として県はどのように考えているのかということをお答えいただければよいと思います。

(事務局)

就労定着支援は、平成30年度に新たに創設されたサービスになります。具体的なサービスの内容としては、利用者と対面で相談をしたり、雇用している企業に訪問し、企業の方々や雇用されている方々との相談や連絡調整を一体的に実施していくようなサービスになっています。

定期的な訪問や相談を行うことで、企業への就労の定着率を上げていくというサービスなのですが、もともとこのサービスを提供できる事業者というのが、生活介護や自立訓練、それから就労移行支援、就労継続支援など、障害福祉サービスを提供している事業所で、そこから一般企業に就労された方々へ、顔の見なれた、これまでサービスを提供されている関係を継続しながら、一般企業への就労後にさらに定着していけるようなサービスを提供するという内容になっています。

(小山委員)

こんなのは無理だと思います。

(安藤委員)

今のやりとりを聞いていて、就労定着支援による1年間の定着率80%と出ているのは、一般的に障がい者雇用や、障がい者が就労して、その方々の定着率を示しているわけではなく、この事業のサービスを受けている人だけの定着率を示しているものだと理解しました。

(小山委員)

就労センターみたいに、どんどん企業に送り込めばよいという感じですかね。働くというのは、一番重要なことですから、考え方としては、とにかく企業にさえ就職させればよいみたいな感じなのですか。

(事務局)

この計画上は、企業への一般就労への移行ということで、福祉的就労ではなく、企業への

一般就労に移行し、定着支援を利用している人の定着率を80%にするという目標になっています。

(野口委員)

今の件に関連してですが、就労センターというのは、従来からある事業だと思いますが、数字が全然出ていないので、実際の事業所が具体的にどれくらいあるのか、おわかりでしょうか。

(事務局)

就労定着支援については、平成31年4月時点で、県全域で87の事業所が指定を受けております。就労移行支援を行っている事業所、就労継続支援を行っている事業所が、主にこの就労定着支援の指定を受けている状況です。

(安藤委員)

私どもの法人も、ようやく定着支援事業を始めたばかりです。小山委員のご意見のように、とにかく何が何でも就職させればよいということではなく、今まで1年間なり2年間、3年間と利用者に関わって、就職できたらそれで終わりとするのではなく、その後も訪問や面接をしたりしながら、うまく仕事が続けられるように支援する仕組みを国が作ったと受けとめてよいのではないかと思います。

(堀江会長)

小山委員がおっしゃりたいのは、就職さえさせればよいということではなく、安藤委員のご意見のように、就職し続けられるような仕組みについて、もっと力を入れてやってもらいたいというニーズがあるので、それがどこに入るのか説明ができるよう用意してください。定着率が80%という話も大事ですが、もっと広い意味で小山委員は発言しています。

(猿渡委員)

1つは、重度訪問の事業者がすごく減っていて、まず同性介助ができない。

あとは、保育所などで障がいの人たちへの保育実習を行っても、障がい児の方には行きたくないというような話があったりもするのです。

神奈川県が相談支援事業をどのようにやっているのか、当事者活動は、精神も身体も知的も多分盛んにされているので、そういう地域で活躍している当事者の方を入れて、相談支援専門員研修をしているのかということが1つです。

あと、今、川崎で医療的ケアの必要なお子さんが教育委員会と裁判をやっていますよね。その部分に関しても、以前よりは、例えばスクールバスに乗れるようになったとかはあると思いますが、やはり医療的ケアが必要なお子さんに対して、入れないということへの対応が必要です。学習できる能力とかではなくて、例えば、定員内不合格でも入れるなど、大阪みたいな形でやっているところや、東京や千葉も頑張ったりしているのです。

医療的ケアが必要であっても、例えば支援校などで介助員が付いたりしている中でも、子供同士の関係の中で育っていくことは、子供たち同士でもわかるし、確かに医療的ケアが必要な場合は、どうしても看護師とかがやらなければいけない部分はあるかもしれないですが、子供たちが支援級などで分けられるのではなく、同じ教室で本人たちができること、重度の本人がいることによって地域の中で生活できるということを知っていくことが大切です。

どうしても精神や知的の障がいがあったり、長期欠席している人だといじめられたりもするので、そこも含めて今後、発達支援センターもそれぞれできていくなかで、当たり前前に地域の中で、幼稚園や保育園、今は認定こども園とかで、ともに生きるという、障がいのある

なしとか学力ではなくて、本人がそこにおいて、周りの子供たちも本人もどのように関わっていったらいいのかを、もっと進めていく必要があるのではないかと思います。

(堀越副会長)

猿渡委員の発言を質問の形にさせていただくと、まず、重度の障がいを持っている方への訪問介護の事業所が足りないのではないかと思います。さらに、つけ加えると、ヘルパーの数を県がどのように把握しているかということだと思います。地域移行と言われる中、頼みの綱はヘルパーですが、ヘルパーが足りません。どこに聞いても足りないと言われます。その養成、あるいは増やしていく施策について、どう考えているかということだと思います。

2つ目は、ピアサポーターが入っている領域もありますが、計画相談、相談支援の中に当事者が入り、研修などを受けて、スタッフとして参加されているかどうかという点です。

3つ目は、医療的ケア児に関しては、放課後支援も含め、不足が叫ばれていますので、医療や教育といった福祉以外の領域と橋渡ししないと難しい問題ですが、県としてどのように考えているかということだと思います。

(事務局)

重度の方を訪問してサービスを提供する重度訪問介護などの事業所数が減っているのではないかとご質問について回答します。

重度訪問介護については、平成30年度まで事業所数そのものは増えていきましたが、平成31年4月の段階で、平成30年4月と比較して事業所数は減っています。この要因と考えられるのは、重度訪問介護については、単独で事業所を運営しているところがほとんどなく、居宅介護などの事業所とあわせてサービスを提供しているところからです。

実際に居宅介護の利用者は大勢いるが、重度訪問介護の利用者がいない、その期間が長かったというようなことで、重度訪問介護だけ廃止している事業所がいくつかあります。平成18年度に事業所の指定が始まってから、6年ごとに指定を更新することになっており、平成30年に更新を迎える事業所が非常に多くありましたが、その更新のタイミングで、利用者がいないために、重度訪問介護を廃止した事業所があったことが、推測ですが、理由になっていると思います。

実際に事業所の廃止届が出る場合、現在利用されている方がいるのであれば、その方へのサービス提供が急に終わってしまうわけにはいきませんので、次に利用する事業所等をしっかりとサポートしているかなどを確認していますが、一般的に廃止する事業所は、現在利用者がいないためという理由がほとんどです。そういった状況で、平成31年4月に、前年度よりも事業所数が減っているのですが、サービスを提供している事業所が減ったということは認識していません。

(事務局)

2番目の相談支援研修の内容について回答させていただきます。

まず、カリキュラムは、県はじめ各相談支援事業所の事業者の何名かに集まっていただき、内容を毎年検討しているのですが、その検討をするメンバーの中に、当事者は入っていない状況です。

ただし、当然、当事者参画、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」ということは、相談支援の中でまさに核となる部分です。初任者研修の話がありましたが、初任者研修も国で基本カリキュラムを作っており、非常に多岐にわたる内容になっていまして、国の研修を1回、通しで受けただけでは、なかなかご理解いただけない方もいるのではないかと思いますので、県では独自に、その前のプレ研修を設けており、ベーシックな意思決定支援の考え方

などを、しっかりと丁寧に相談支援専門員になる方に説明するというカリキュラムを組んで実施しているところです。

当事者の声をどのように研修に生かしていくのかというところは、皆様にもご相談させていただきたいと思いますが、現状は、そのようなやり方で研修を進めているところです。

3番目に、医療的ケア児の問題ですが、医療的ケア児への支援は、県でも、福祉だけでなく、医療や、教育など、非常に多くの部署が関わらないと解決が難しい問題です。

そこで県では、庁内連携会議を平成30年8月に立ち上げ、関係部署は10課ほどですが、教育、福祉、あとは母子保健、医療、保育園などを所管する関係課が集まり、どのように進めていくかという検討をしているところです。

あわせて、当事者の声をしっかりと聞いていくことが大事だということで、今年6月に、医療的ケア児実態把握調査というものを、この連携会議の仕組みを使って実施しております。

調査結果は、現在集計中ですが、当事者の声は、本当に身につまされるような内容を幾つももらっています。また、まとまったところで報告させていただきませんが、そのような形で進めています。

(鈴木委員)

今すぐ回答が出なくてもよいのですが、2点質問させていただきます。

まず、グループホームの利用実績の推移が出ていますが、1.70倍に増加したと書いてあります。これは全体として増えたということは理解できますが、知的・精神・身体のいわゆる3障がい、また、身体の中でも視覚・聴覚、肢体と幾つか分かれていますが、それぞれの実績がわかるのであれば、教えていただきたいと思います。

2点目は、この報告の中に実績は出ていませんが、平成23年度から同行援護事業が行われていまして、この事業所の数と事業者の数が非常に減っているという問題が出てきています。

利用実績は増えていますが、従事者が足りないという問題がありますので、もし利用実績人数と利用時間数の推移などがわかれば、今でなくてもよいので、教えていただければと思います。

(小川委員)

意見です。この審議会が、数字の質疑応答になっていて、審議になっていないのではないかと思いますので、審議の方法を次回から変えてもらいたいと思います。

というのは、資料を受け取るのが1週間前ですから、皆さんから今出た質問はそれぞれ重要です。障がい別に、さまざまな課題があり、サービスもそれぞれの問題がある。それを1日か2日で見ていると思うので、直ちに指摘して、それをこの場で事務局から出してもらい議論すれば、審議会の全体の人たちからいろいろな意見がそのテーマについて出せると思います。それが、1つ質問し、事務局がそれに答えるこの形で審議会を終えるのは、少し納得がいかないです。

(成田委員)

一つ聞きたいことがあります。保育所等訪問支援のところですが、この支援サービスができるようになって、実際、神奈川県の子育て支援センター、保育所等に障がい児、特に医療的ケア児の入所が進んでいるのかどうか、その状況を教えてもらいたいです。

(徳田委員)

基本的なことかもしれませんが、いろいろな項目に目標値、見込み量などが設定されていますが、これらが実際、どういった根拠で設定されて、この数値になっているのかということです。というのは、先ほど猿渡委員から、重度訪問介護の事業所の問題について質問が出

ましたが、重度訪問介護の事業所や、同行援護の事業所が少ないこと自体、非常に問題です。それとともに、必要なサービスを必要なところに必要な分だけ支給しているのかという、支給量の問題は非常にあると思います。

例えば、地域移行にしても、筋ジストロフィーなどで24時間の介護が必要だというところに、ちゃんと24時間の重度訪問介護を入れているのかどうかということの統計や報告、あるいは目標値の設定があってもよいのではないのかと思います。同行援護、移動介護について、ちゃんと社会参加のために支給しているのか、そういうところを報告してほしいと思います。

(事務局)

グループホームの利用者数、利用実績のうち、その種別についての質問にお答えします。

障がいの種別、いわゆる身体障がい、知的障がい、精神障がいの区分ごとの利用率についての資料はありますが、身体障がいのうち、視覚障がい、肢体障がいといった、さらに詳細な内訳については、資料がありません。

参考までに申し上げますと、現在のグループホーム利用者のうち、身体障がい者はおおむね8%前後、知的障がい者が70%、精神障がい者が20%と認識しておりますが、おおむねこの割合で、利用実績も同等に推移しているものと捉えています。

(事務局)

先ほど徳田委員からご意見のあった数字の根拠、サービスの見込量ですが、これは、市町村が、住んでいる障がい者数や、障がい者がこれまでどのようなサービスを使っていたか、今度どのような方がどのようなサービスを使うのかということ、市町村ごとに、委員会等で障がい当事者の方からも意見を聞きながら見込量を定め、それを県でまとめています。その積み上げた数字や、例えば同規模の市町村の数字などを、県からそれぞれの市町村に情報提供させていただき、再度各市町村が見込量の検討を繰り返して作ったものです。

例えば、この計画は、平成29年度末に作ったものですが、平成30年4月に重度の障がいをお持ちの方が引っ越してくる予定があるので、その人がどういった量のサービスが必要か検討し、見込量を作っています。サービス見込量は、このように検討しながら作っていることをご理解いただければと思います。

(事務局)

成田委員から質問がありました、保育所で障がい児の入所が進んでいるのかということですが、本日は保育所を所管しているセクションが参加していませんので、承知の限りということですが。

数字的なものではありませんが、医療的ケア児の庁内連携会議の中でも議題になっており、保育所等に障がい児が通園するためには、看護師の配置なども考慮していかなければならないということで、その看護師配置に係る補助制度の創設等も行っていますので、方向性としては、受け入れ体制をしっかりと整えていくという形で動いていると承知しています。

(伊部委員)

意見を申し上げます。例えば、14ページのグループホームの利用実績で、平成30年度と平成30年度見込み量の差が72人なのですが、当然、グループホームを退所される方もいらっしゃいます。純増で考えるともっといるのではないかと。恐らくこの計画は、全体を国の統計方法に基づいて作っているのですが、限界があるかと思いますが、本来、ここは純増として、県民の皆さんが、グループホームとして、実際に退所した空き数も含め、どれくらい利用できたかという数字を示された方が、県民の立場で見たとき、これだけ関係者の皆さんが努力されているということがわかるのではないかと思います。

総体として財政的な支援ということでは、この利用実績という数字の押さえ方や、説明にありました精神の関係の部分も、新しく入院される方もいらっしゃると思いますので、必要な人がどれくらい入院した、またグループホームに入所して、実際に出ていった方がどれくらいいて、トータルとしてこういう数字なのだという示し方も、直近の1年間だけでも結構ですが、来年度からは、物によってはそういう実際に近い数字を示していただいた方がわかりやすいのではないかと感じました。

(堀江会長)

事務局の皆様、ここ数年、審議会では、大体同じような質問が毎回繰り返されているように思います。

それは、数値上の資料がメインとなり、内容の考察が少ないので、このようなやりとりがどうしても増えてくるのです。今、伊部委員が質問されたことも、以前にも質問があった気がします。このため、発展的にお互い努力するということを含めて、少なくとも今回出た質問内容に関しては、次回、あるいは来年になるかわかりませんが、ページ数を増やしてでも、少しでもその質問にあらかじめ答えるような資料にしていくという努力をした方がよいと思います。そこはぜひお願いします。

いずれにしても、私たち委員の質問は、数字だけでは見えない部分にいくので、そこは想定してもらいたいと思います。そうして確保した時間を、小川委員のご意見のように、重点的な議論の時間に充てるということで工夫していきたいと思います。

(2) かながわ障がい者計画の進行管理について

(事務局)

資料2に基づいて説明

(小川委員)

先ほどと同じことですが、ここで「順調に進んでいる」、「おおむね順調」という、この順調の定義が何かということになります。

順調とは、量的な評価がされてちゃんと行っているという部分と、もう一つ、質的な評価があると思います。この「かながわ障がい者計画」の事業の結果として、何回、何人という数字が出てくると思います。目標に対してこれだけの数字という、「障がい福祉計画」と同じような数表があって達成度が出てくるだけでは、片手落ちだと思います。

やはりその事業の対象となった方がどのように満足しているか、教育・研修を受けた支援員の方や専門職の方の、その研修に対する満足度と、足りないところはどこだったかということを中心に捉えてほしいです。

それにはいろいろなやり方があると思います。修了してアンケートをとるとか、その事業を受けた方に聞き取りをすることなどもあると思いますが、必ず何回やったという数字だけでなく、実質的に事業の対象となった人からの声を捉えて、それで順調に進んでいるか、遅れているかを評価してもらいたいと思います。

(事務局)

今回の計画では、成果目標を設定していますので、そういった中で数的、量的なものは当然出てきます。ただ、もちろんそれだけではなく、成果目標に含まれないような取組もありますし、満足度などの質的な部分もあります。

評価に当たっては、またこの審議会でご意見をいただきますので、それらをトータルした形で、最終的には、県民の方のわかりやすさという部分を考慮し、順調、おおむね順調など

の形で評価していきたいと考えています。

(安藤委員)

小川委員と全く同じで、評価区分に、進んでいるとか遅れているという表現だけではなく、少なくともその理由は付してほしいと思います。

(事務局)

そのようなコメントも付け足すとともに、それに対してどう考えるか、今後どうしていくのかということも、数だけではなく、きちんとフォローしてやっていきたいと考えています。

(堀江会長)

去年もその話はしました。コメントも5行とか8行は書いてあるのですが、それが見えない根拠になっているというのが小川委員などからの指摘です。それを裏付けるようなエビデンスをきちんとプラスアルファで取らないと見えないということ、もう3年ぐらい繰り返して言っています。

おおむねの感想では県民は納得しませんし、ここにいる実践者の方たちは、もっとリアルに見えていることなので、審議会の委員が納得するようなリアルな状況把握を、プラスアルファ、これは結構な手間がかかりますので、全部やりなさいということではないと思いますが、ある程度、重点項目でエビデンスを取ってみたいというような努力は、次回は必須にしてみませんか。3年くらい同じ話をしており、コメントでは次に進まないということで、また細かいことは副会長と事前に相談させていただきます。

(赤坂委員)

障がい者がスポーツをするに当たって、手助け、補助などができるように、各地域のスポーツ課の中に障がい者のスポーツの担当者、スポーツ推進委員の担当者を置くようにしてくださいというのを、私はずっと申し上げていますが、実績もないようです。

私が住んでいる秦野市においては、障がい者がスポーツをするにあたってフォローしていく体制はある程度できており、今回、広報にも取り上げてもらい、紙面に大きく出ているのですが、そういう体制があれば、障がいを持つ方たちが、ちょっとスポーツをやってみようかという気にもなり、そこが大事なのではないかと思います。

私たちは力もないですので、パラリンピックの金メダルを狙うような選手を育てたいというのではなく、地域で日常的にスポーツができるような体制をつくってほしいということを申し上げています。

報告事項

- (1) かながわ障害者計画の取組みについて 及び (2) 津久井やまゆり園の再生について

(事務局)

資料3に基づき説明。

(事務局)

資料4に基づき説明。

(堀江会長)

スケジュールにあるように、今年度は、2月から3月に第2回の審議会を予定しているのですが、例年2回でしたか。

(事務局)

障がい者計画や障がい福祉計画の改定の年には、回数を多めに開催していますが、今年度は両計画とも改定作業がありませんので、2回の開催にさせていただきたいと考えています。

(堀江会長)

では、報告事項に対する質問を受けさせていただきます。これは継続審議でもありますので、次回また疑問があったときに、答えられるような資料として準備する前提で扱った方が、エンドレスにならずによいと思います。

(猿渡委員)

私は、再生基本構想をずっと傍聴していて、横浜や神奈川県身体障害者連合会のメンバーにも声をかけて、なるべく傍聴に来てくださいということもずっとやらせていただきました。

意思決定支援というのは、本人の行動を見て、考えて、例えば、地域の中にずっといても、特別支援級でも分離は分離なので、経験ができていない。かつ家族が主な介助者で、社会経験というのは、例えば重度の知的の方でも、コミュニケーションが言葉でとれなくても、ジェスチャーとかでたくさんとれる方がいます。そういう中で、7人ぐらいの体制で相談支援をやるという話ですが、私は現任と初任者研修の両方を持っていて、さらにまとめ役もやっていたので、そういうところでは、本当は精神の当事者、身体や知的の当事者を入れて意思決定支援のサポートをしているかどうかという部分が一つです。

分離や隔離をされて社会的な経験が少ない中で、グループホームの体験や外出の経験を積む際には、本人がどのように感じたのかを肌で伝えて細かく聞き取るなどの工夫をし、体験の中で本人が気づいたことをきちんと引き出すようなサポートが必要です。

よかったかと聞かれたら、本人は「よかった」と答えると思うので、どのようなところが大変なのかや、そういう実体験をちゃんと重ねていってやらないと、本当に本人が望んで意思決定をしているのか、本人がわかりやすいようにやっているのかという部分が見えないのです。

例えば、今は3人ぐらいの方が地域移行するような話は出ましたが、どのような形で、どのように進んでいて、そのメンバーがどんな人で、どれぐらいの時間をかけてその方と向き合いながら、生活などを見ながらやっているのか。実際、どのように意思決定支援をやっているかということが一番知りたいのです。やまゆり園の研修がどのように行われてきたのかということも検証した方がよいのではないかと思います。

(堀江会長)

貴重な意見をぜひ一つ一つを固めていっていただきたいという印象です。

意思決定支援については、今までトライアルしていたので、まとまった報告書は出ていないですが、これからそれを開示してくださることなので、内容については今のようない意見を反映するような改定版にしていく時期になってきていると思います。ぜひ楽しみにしたいと思います。

これで今日の会議は閉会したいと思います。この2年間を考えますと、副会長の堀越さん、委員の皆様たちと、事務局もだと思っておりますが、やまゆり園の件があったので、とても気ぜわしく来ました。この審議会についても、やまゆり園との関係の中で、あるいは計画の作成などもあり、とても盛りだくさんで、走りながら進んできた気がします。

もう一回、落ちつきましたので立ちどまり、小川委員からもご指摘がありましたが、私も最初に委員になったときに、数値のやりとりだけで終わってしまうと思いました。

計画自体が幅広いので、この2時間の中でやらなければいけないと思えばそういう側面は

あるかもしれませんが、少し落ちついて重点課題などを設定するなど、何が欠けていて、次に何をすればいいかという当たり前の議論の仕方を工夫したいと思います。

第2回が2月、3月にあるというところで実現したいと思いますので、この第2回の議論をするための資料づくりの最初のあたりのところで堀越委員と私にお声がけください。1週間前では追いつかないので、資料の不足や追加というやりとりができるよう、全部とは言いませんので、当たり前の審議をする会議の資料づくりに、次はトライしたいと思います。

ご連絡を早目にいただき、次回の資料づくりについては工夫したいと思います。

では、これで今回の審議会の議事、報告事項等は終了したいと思います。

以上